

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 23 回 総 会

令和元年 7 月 31 日 (水)

名護市農業委員会 第23回総会

開催日時 令和元年7月31日(水)午前10時00分～

開催場所 名護市21世紀の森体育館 会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	欠 席	11番	川上 達也	12番	大城 正信

(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	欠 席	15番	比嘉 政昭
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	比嘉 勲	20番	具志堅 興一	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	伊波 實
25番	宮城 直人				

欠 席 者 10番 金城 達文 14番 伊波 興助 20番 具志堅 興一

議事録署名人 9番 比嘉 晴 12番 大城 正信

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 玉城 真一

議 案 第141号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第142号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第145号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第146号 非農地証明願について  
 第147号 農用地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について  
 報 告 農用地利用配分計画案に関する意見について  
 報 告 名護市農業委員の任期途中による欠員対応について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 9 番と 12 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局玉城係長を指名いたします。

では、これより「第 23 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 141 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地内、面積 2,452 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者 3 名、主従事日数 250 日。計画作物は花卉。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 5,935 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 250 日。計画作物は菊。

事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考へます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませぬか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 142 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 面積 2,867,552 m<sup>2</sup>のうち 440 m<sup>2</sup>。申請理由は、牛舎の増築のため。農地区分は、農振農業用施設用地で問題なしと考へます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませぬか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 143 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 802 m<sup>2</sup>。転用目的は貸し駐車場。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近接) 一団農地 2 h a で問題なしと考へます。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 23 m<sup>2</sup>。転用目的は道路。農地区分は第 3 種農地 (宅地連たん)、3 方宅地となっており問題なしと考へます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませぬか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 144 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 385 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための使用貸

借。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）、3方宅地となっており問題なしと考えます。

整理番号2番 農振農用地外、面積171㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（土地区画整理地域）となっており問題なしと考えます。

整理番号3番 農振農用地外、面積155㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（土地区画整理地域）となっており問題なしと考えます。

整理番号4番 農振農用地外、面積332㎡。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（土地区画整理地域）となっており問題なしと考えます。

整理番号5番 農振農用地外、面積302㎡。貸し駐車場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）、一団農地0.8haとなっており問題なしと考えます。

整理番号6番 農振農用地外、面積488㎡（2筆合計）。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（4割街区）、宅地割合が43%となっており問題なしと考えます。

整理番号7番 農振農用地外、面積89㎡。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）、3方宅地となっており問題なしと考えます。

整理番号8番 農振農用地外、面積959㎡。宿泊施設及び住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（その他）、一団農地1.6haとなっており問題なしと考えます。

整理番号9番 農振農用地内、面積2,843,979㎡の内568㎡。牛舎・堆肥舎のための賃貸借。農地区分は、農振農業用施設用地となっており問題なしと考えます。（事業計画変更同時申請案件）

議長	事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
委員	9番の地目は山林でいいのか。
事務局	市の市有地を利用権にて一部賃借している
議長	他に質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

**（第145号 農用地利用集積計画の意見決定について）**

事務局 令和元年7月22日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人6名。譲受人7名。設定筆数9筆、面積19,676㎡。内 賃借権5筆、使用貸借権4

筆、所有権移転0筆となっています。

整理番号1番 10年間の賃借権。作物は果樹。新規設定、稼働日数250日。

整理番号2番 20年間の賃借権。作物はパパイヤ、バナナ、ドラゴンフルーツ。新規設定、稼働日数250日。

整理番号3番、4番、5番受け手同一。5年間の使用賃借権。作物はアレカヤシ。新規設定、稼働日数250日。

整理番号6番 15年間の使用賃借権。作物はパイン。新規設定、稼働日数250日。

整理番号7番 5年間の賃借権。作物はマンゴー。新規設定、稼働日数250日。

整理番号8番 農地中間管理機構への5年間の賃借権。

整理番号9番 5年間の賃借権。作物は野菜。一筆の内の部分借り。再設定、稼働日数250日。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第146号 非農地証明願について)

調査員 整理番号1番 農用外で進入路のない袋路、狭小地でもあり、農地としての利用困難であり、非農地と判断できる。

整理番号2番、3番 隣接地である。農用外で道路沿いの法面。農地としての利用困難であり、非農地と判断できる。

整理番号4番、5番 隣接地である。農用外で農地としては利用されていないが、営農できると判断できるため非農地としては認められない。

整理番号6番 3筆。農用外で雑木化、傾斜地となっており、農地としての利用困難であり、非農地と判断できる。

整理番号7番 2筆。農用外で雑木化しており、農地としての利用困難であり、非農地と判断できる。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号4番、5番は否決とし、それ以外は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第147号 農用地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について)

事務局 調査時期は8月から9月末までとなります。その後に利用意向調査を11

月末までに行う予定です。お手元に調査票を配布しております。各自担当地域の確認をお願いします。昨年との変更・追加した点について説明します。最近、作付が増えているコーヒーとモリンガを追記しております。また、一年以上耕作する意思のない農地に関しては、遊休地。一年以内に農業を行うことであれば休耕地とします。さらに遊休地であっても農業用機器等で畑に戻せる農地を7番、抜根伐開が必要な農地は3番でお願いします。その他、問い合わせ等がありましたらその都度、事務局へ問い合わせ願います。

議長

不明な点がありましたら各自事務局と調整をお願いします。

(報告 農用地利用配分計画案に関する意見について)

事務局

整理番号1番 農地中間管理機構が預かっていた農地を配分する計画案となります。

(報告 名護市農業委員の任期途中による欠員対応について)

事務局

6月に農業委員がお亡くなりになり、農業委員が11名となっております。名護市としては、今期の任期中の補充は行わない方針としたことをご報告いたします。なお、補充を行わない理由として、現在の農業委員の事務に支障がなければ取り急ぎ補充をする必要はないとあること、また、次期の農業委員の選任の準備として年明けの2月頃から準備を開始することがあります。なお、欠員となった地域への対応については、事務局にて出来る限りの対応を図らせていただきます。以上のことから、今期の任期中の補充については行わないことへのご理解をお願いいたします。

(閉会)

議長(8番)

以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第23回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 晴 印

署名委員 大城 正信 印